

様式 3

令和 7 年 6 月 30 日

奈良県知事

殿

主たる事務所の所在地 〒630-8122
奈良県奈良市三条本町 1 番 2 号
J R 奈良駅 NK ビル 3 階 /
医療法人名 医療法人正英会 /
理事長名 山田詠剛 /
(連絡先 TEL0742-20-8500)

決 算 届

令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の決算を終了しましたので、医療法第 52 条第 1 項の規定により届出します。

〔添付書類〕

1. 事業報告書 様式 1
2. 財産目録 様式 2
3. 貸借対照表 診療所のみを開設する医療法人 様式 3-2
4. 損益計算書 診療所のみを開設する医療法人 様式 4-2
5. 関係事業者との取引の状況に関する報告書 様式 5
6. 監事の監査報告書 様式 6



〔別 紙〕
様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人正英会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用 ✓

(2) 事務所の所在地

主たる事務所 奈良県奈良市三条本町1番2号JR奈良駅NKビル3階 ✓

従たる事務所 京都府京都市中京区御池通御幸町西入御池大東町596番

Kiyoshi Build 清3階 ✓

三重県三重郡菰野町大字潤田字新起1187番地4 ✓

大阪府大阪市東淀川区東淡路四丁目33番5号イーストPー1 2階 ✓

兵庫県尼崎市昭和通4丁目137番地宝メディカルビル阪神尼崎202号 ✓

(3) 設立認可年月日 平成17年3月3日 ✓

(4) 設立登記年月日 平成17年3月4日 ✓

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	山田 詠剛 ✓	えいご皮フ科 (本院) 管理者
理 事	山田 道子 ✓	
同	村上 貴章 ✓	えいご皮フ科京都御池院 管理者
同	竹田 政史 ✓	えいご皮フ科四日市院 管理者
同	清水 かをる ✓	
同	池永 達彦 ✓	えいご皮フ科大阪院 管理者
同	山田 雅之 ✓	えいご皮フ科尼崎院 管理者
監 事	今駒 矩子 ✓	

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	えいご皮フ科 ✓	2910110838 ✓	奈良県奈良市三条本町 1番2号JR奈良駅N	なし

			Kビル3階 ✓	
診療所	えいご皮フ科 京都御池院 ✓	2610308872 ✓	京都府京都市中京区御池通御幸町西入御池大東町596番 Kiyoshi Build 清3階 ✓	なし
診療所	えいご皮フ科 四日市院 ✓	2412205235 ✓	三重県三重郡菰野町大字潤田字新起1187番地4	なし
診療所	えいご皮フ科 大阪院 ✓	2713007652 ✓	大阪府大阪市東淀川区東淡路四丁目33番5号イーストP-1 2階	なし
診療所	えいご皮フ科 尼崎院 ✓	2813027873 ✓	兵庫県尼崎市昭和通4丁目137番地宝メディカルビル阪神尼崎202号	なし

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
なし		

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年5月28日 令和5年度決算の決定

令和7年3月3日 令和7年度の事業計画及び収支予算の決定

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

なし

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設
なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
なし

(9) その他
特筆すべき事項なし

様式 2

法人名 医療法人正英会

所在地 奈良県奈良市三条本町1丁目2番地IR奈良駅NKビル3階

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 7 年 3 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	570,784 千円
2. 負 債 額	269,003 千円
3. 純 資 産 額	301,781 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	385,025
B 固 定 資 産	185,759
C 資 産 合 計 (A + B)	570,784
D 負 債 合 計	269,003
E 純 資 産 (C - D)	301,781

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人正英会

※医療法人整理番号

所在地 奈良県奈良市三条本町1丁目2番地 JR奈良駅NKビル3階

貸 借 対 照 表

(令和 7年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	385,025	I 流 動 負 債	111,957
II 固 定 資 産	185,759	II 固 定 負 債	157,046
1 有 形 固 定 資 産	115,943	(うち医療機関債)	
2 無 形 固 定 資 産	8,292	負 債 合 計	269,003
3 そ の 他 の 資 産	61,524	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)		科 目	金 額
		I 基 金	9,800
		II 積 立 金	291,981
		(うち代替基金)	
		III 評価・換算差額等	
		純 資 産 合 計	301,781
資 産 合 計	570,784	負 債 ・ 純 資 産 合 計	570,784

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人正英会

※医療法人整理番号

所在地 奈良県奈良市三条本町1丁目2番地J R奈良駅NKビル3階

損 益 計 算 書
自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月 31日

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	741,001
2 事業費用	735,777
本来業務事業利益	5,223 ✓
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0 ✓
事業利益	5,223 ✓
II 事業外収益	3,297
III 事業外費用	3,260
経常利益	5,260 ✓
IV 特別利益	14,010
V 特別損失	6,309
税引前当期純利益	12,961 ✓
法人税等	1,898
当期純利益	11,062 ✓

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人正英会
所在地 奈良県奈良市三條本町1丁目2番地1R奈良駅NKビル3階

※医療法人監理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員の近親者が代表 者である法人	bellezza株式会 社 (注) 1	奈良県奈良市	87,392	医薬品の卸	医薬品の購入	医薬品の購入 (注) 2	55,693	買掛金	0

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 当法人理事長山田詠剛の配偶者が代表取締役である法人。

(注) 2. bellezza株式会社からの医薬品の購入に関する取引価格は市場価格を勘案して決定し、支払条件は翌月末現金払いとしている。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人正英会

理事長 山田 詠剛 殿

私は、医療法人正英会の令和 6 会計年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 7 年 5 月 24 日

医療法人正英会

監事 今駒 矩子